

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

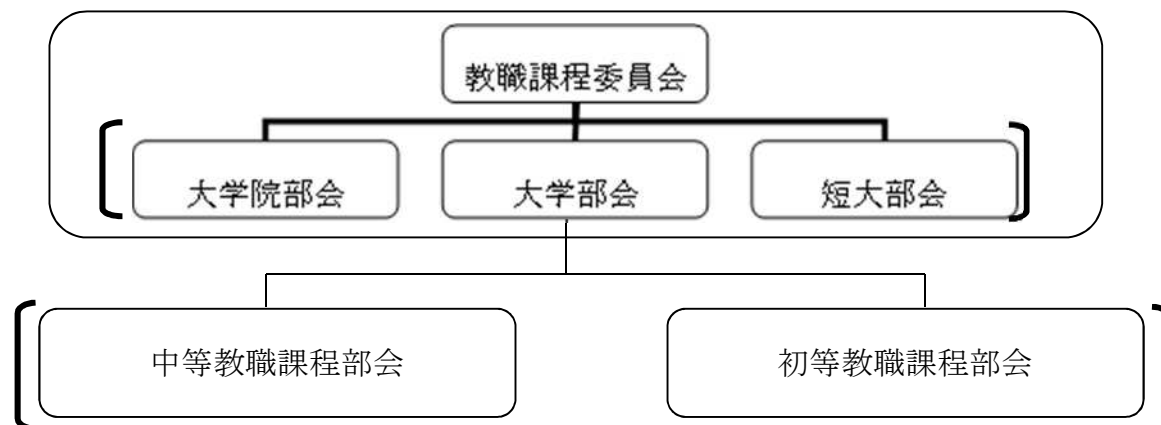
教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞ 4 年次 5 ～ 6 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞ 高等学校 2 週間（80 時間）
③	実習校の確保の方法 ＜教育実習＞ 岡山県教育委員会へ依頼 大学紹介（同法人経営による高等学校）
④	実習内容 教科や特別活動、総合的な学習の時間の指導を行う。 教科の指導に関しては、授業観察・参加、授業担当ののち、研究授業を実施する。 授業時間数は実習校により若干の差異は見られるが、概ね 5～10 時間担当する。
⑤	実習生に対する指導の方法 実習前に、教職担当教員及び外部講師（教員実務経験者）がテキストや諸資料を用いて講義を行い、また外部講師（現職中学校教員）による模擬授業も実施している。実習中に、実習生所属学科の教員及び教職担当教員が訪問指導を行っている。実習終了後に、教職担当教員が事後指導を実施し、実習経験の相互交流や教育実習報告書作成を通して、実習経験に対するより深い洞察を促している。各学科で学科教員や下級生を対象に教育実習報告会を実施している。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 生徒指導、学習指導、実習態度等に対する実習校の評価を基礎に、「教育実習録」等実習中の資料、大学に提出する「教育実習報告書」の評価を加味して、教育実習担当教員が成績評価を行う。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 「事前・事後指導」 4 年次前期（集中形式）（30 時間）
②	内容（具体的な指導項目） 事前指導 (1)教育実習の基本原則・教育実習の心得・教育実習の内容・教育実習に向けての準備等について の解説（教育実習担当教員および外部講師の講義） (2)模擬授業の実施及びその検討（外部講師による演習形式の授業） (3)実習生各自の課題設定に対する指導（教職実習担当教員による講義）

事後指導

- (1)実習中の教材研究、授業計画、自分の行った授業の評価、今後の課題、授業以外のことで実習中学んだこと、実習全般の感想等について各自発表し、実習経験を相互に交流し深め合う。
- (2)「教育実習報告書」の提出と学科単位の報告会を実施。必要に応じての個別指導

- 3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）
 - ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等
 - ・ 委員会等の名称
保育・教職課程委員会
 - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
保育士資格・教職課程をもつ専攻、学科から課程ごとに教員各1名
保育・教職支援部長、保育・教職支援課長、学長が指名する者（計15人程度）
 - ・ 委員会等の運営方法
（開催頻度）
学期2回、その他適宜議事によって開催する。
（具体的な運営方法）
作業部会として「中等教職課程部会」（中・高・養護）と「初等教職課程部会」（幼・小・特支）を設けることができる。議事内容によっては、大学院・大学・短大ごとに分かれる部会等、より細分化された部会を設ける。
（検討される議事）
 - (1) 保育士資格・教職課程の編成に係る基本方針に関する事項
 - (2) 児童福祉法・教育職員免許法に係る課程認定申請に関する事項
 - (3) 実習に関する事項
 - (4) 介護等体験に関する事項
 - (5) 保育・教職実践演習に関する事項
 - (6) 教育委員会等との連携、協力に関する事項
 - (7) 保育士・教職等専門就職に関する事項
 - (8) 保育・教職支援部の運営に関する事項
 - (9) その他保育士資格・教職課程に関する事項

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・委員会等の名称

岡山市教育実習連絡協議会

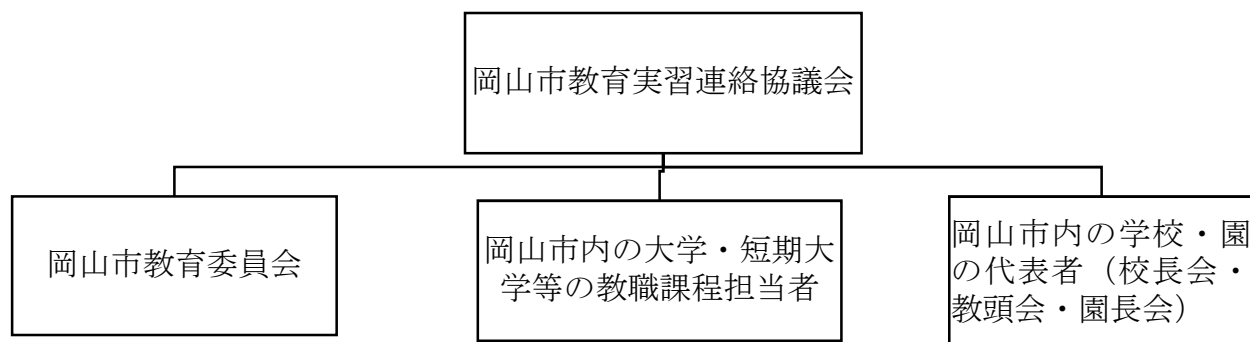
・委員会等の構成員（役職・人数など）

岡山市教育委員会、岡山市内の大学・短期大学等の教職課程担当者、岡山市内の学校・園の代表者（校長会・教頭会・園長会）

・委員会等の運営方法

岡山市教育委員会及び岡山大学が中心となり、実習学校・園との連絡調整、実習に関する反省会・意見交換会が開催されている。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

① 教育職員となる意志の強いこと

② 教職に関する科目「教育学概論」、「教職論」、「学校制度論」、「教育心理学（教育・学校心理学）」、「特別ニーズ教育総論」、「教育課程論」、「総合的な学習の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育方法論」、「ICT 活用の理論と方法」、「生徒・進路指導論」、「教育相談」、「教科教育法（公民）Ⅰ」、「教科教育法（公民）Ⅱ」をすべて3年次終了までに、つまり実習前年度までに履修していること。

③ 3年次後期から4年次前期にかけて行う「実習校における実習のための事前指導」（教職に関する科目の「事前・事後指導」の「事前」部門）に全て出席していること。

④ 3 年次終了時の累積 G P A 値が、2.00 以上であること。できれば 2.50 以上の値であることが望ましい。

5 実習校			
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	高等学校 890 学級
○	×	学校名	就実高等学校（岡山県岡山市北区弓之町 14・23） 学級数：48 生徒数：1,713 人
		教員数	128 人 （内訳）教諭 60 人、 常勤講師 18 人、 養護教諭 1 人、 嘱託教員 4 人、 非常勤講師 45 人
○	×	教育委員会名	岡山県教育委員会
			高等学校：50 校

令和5年1月24日

就実大学
学長 桑原 和美 様

岡山県教育委員会教育長

教育実習生の受入れについての承諾書

貴大学の教育職員免許法の規定による免許状(高等学校教諭一種免許状(公民))の所要資格を取得させるための課程認定については、本県の高等学校において次のとおり貴大学の教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 実習校 | 岡山県立高等学校 |
| 2 受入人数 | 60人 |
| 3 留意事項 | 実習等を実施する際は、受入人数及び内容等について、事前に受入校と十分調整の上、当該校校長の許可を得て実施すること。 |

就 高 第 116 号
令和 5 年 2 月 7 日

就実大学
学長 桑原 和美 様

就実高等学校
校長 秋山 圭子

教育実習生の受け入れについての承諾書

貴大学の教育職員免許法の規定による免許状(高等学校教諭一種免許状(公民))
の所要資格を取得させるための課程認定の上は、本校において次のとおり貴大学の
教育実習生を受け入れることを承諾いたします。

記

- | | |
|--------|--------|
| 1 実習校 | 就実高等学校 |
| 2 受入人数 | 20人 |